## 平成18年9月橋本市議会定例会会議録 (第6号) の3 平成18年9月29日 (金)

## 日程第46 議案第10号 橋本市消防手数料 条例の一部を改正する条例につ いて

○議長(上田順康君)日程第3 議案第10号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例 について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 総務委員会委員長 1番 中上君。

[1番(中上良隆君)登壇]

**〇1番(中上良隆君)** おはようございます。

去る9月14日の本会議において本委員会に付託された議案第10号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について を審査するため、9月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号は、消防手数料条例第76号2条 中別表に製造所を加え改正するものであるが、 現在、橋本市に製造所はなく、今後の製造所 設置許可等を考慮したものである。

委員から料金改正の内容について ただしがあり、現在までは条例に製造所の記載はなかったが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に従い、改正するものである との答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたし ます。

○議長(上田順康君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市消防手数料 条例の一部を改正する条例について を採決 いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第47 議案第17号 市道の認定につい て

○議長(上田順康君)日程第47 議案第17号 市道の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 経済建設委員会委員長 4番 平木君。

〔4番(平木哲朗君)登壇〕

**〇4番(平木哲朗君)** おはようございます。

委員長報告を行います。去る9月14日の本会議において本委員会に付託された議案第17号 市道の認定について を審査するため、9月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第17号は、地域再生法に基づく地域再 生基盤強化交付金事業により、平成18年度か ら5カ年計画で施行予定である清水西畑支線 について、当事業採択要件として事前に市道 認定が必要であるため、新たに市道として認 定するものであり、委員会はさきに現地に赴 き、調査の後、審査を行いました。

委員から、当路線と清水西畑幹線、左岸農道との交差部分はどうなるのか とのただしがあり、平面交差による接続となる との答弁がありました。

5 カ年の施行計画であるが、完了時期が前倒しされることはあるのか とのただしがあり、事業制度上、前倒しの完了は可能であるが、今後2 カ年程度で用地買収を完了し、その後工事着手となるため、事業完了まで計画どおり5 カ年は必要と考えている との答弁がありました。

本路線の施行箇所は地すべりの監視区域に 入っていないのか とのただしがあり、監視 区域に入っていない との答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。 〇議長(上田順康君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田順康君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 市道の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第48 議案第16号 公の施設の指定管 理者の指定について

○議長(上田順康君) 日程第48 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議 題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

[5番(岩田弘彦君)登壇]

○5番(岩田弘彦君)皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る9月14日の本会議において本委員会に付託された議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第16号は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本市高野ロデイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を指定し、指定期間は平成18年10月1日から21年3月31日までの2年6カ月間とするものである。

委員から、指定管理者を社会福祉協議会に 指定した理由について ただしがあり、高齢 者の福祉事業を実施するためには、地域に根 差し、豊かな経験を生かせ、また、今回指定 する前にも旧町から委託された事業を実施し ていた社会福祉協議会を指定したい。なお、 年度途中のため今回2年6カ月間で、その期 間、経営努力を進める条件で指定する との 答弁がありました。

指定管理後の運営について ただしがあり、新社会福祉協議会として、新しいノウハウを取り入れながら経営改善に取り組み、高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域の福祉活動の推進を目的として、「指定訪問介護」、「障害者居宅生活支援事業」等を実施していただ

く。社会福祉法人橋本市社会福祉協議会は管理運営委託の実績もあり、社会福祉法人としての立場から、採算性より公共性に重点を置きながら経費の節減に努め、市民サービスの向上を図っていただく。契約期間内で経営改善効果が見られない場合は、指定の見直しも考えるとの答弁がありました。

ヘルパーの指導について ただしがあり、 介護制度導入後、年二、三回の事業者指導を 行っており、今後も利用者の立場に立ち、事 業者指導に取り組みたい との答弁がありま した。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(上田順康君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田順康君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管 理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。